

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月13日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 累計期間	第6期 第3四半期 累計期間	第5期 第3四半期 会計期間	第6期 第3四半期 会計期間	第5期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	27,742,997	26,514,432	9,230,458	8,166,517	37,572,063
経常利益(千円)	2,099,653	1,661,393	640,989	471,623	3,237,135
四半期(当期)純利益(千円)	1,237,257	957,388	377,730	277,430	1,908,808
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	633,702	634,485	633,702
発行済株式総数(株)	-	-	7,525,500	7,534,500	7,525,500
純資産額(千円)	-	-	6,725,405	8,102,350	7,396,956
総資産額(千円)	-	-	9,801,753	10,866,086	10,988,043
1株当たり純資産額(円)	-	-	893.70	1,090.26	982.94
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	164.80	127.33	50.22	36.99	254.10
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	162.29	125.98	49.60	36.62	250.43
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	20
自己資本比率(%)	-	-	68.6	74.6	67.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	207,672	260,146	-	-	1,295,952
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,473,969	137,770	-	-	3,481,471
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	5,969	251,315	-	-	5,969
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,030,263	1,257,642	1,111,041
従業員数(人)	-	-	88	107	93

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	107
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が当第3四半期会計期間において2人増加したのは、主としてダイレクトマーケティング支援事業の拡大に伴う期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメント別の名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	前年同四半期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	7,356,776	10.5
合計(千円)	7,356,776	10.5

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2)販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメント別の名称	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	前年同四半期比(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	8,166,517	11.5
合計(千円)	8,166,517	11.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	1,543,128	16.7	1,618,728	19.8
株式会社テレビショッピング研究所	1,508,610	16.3	1,084,532	13.3
ヤーマン株式会社	-	-	957,030	11.7
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	948,351	10.3	-	-

- (注) ヤーマン株式会社は、前第3四半期会計期間において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。また、ガシー・レンカー・ジャパン株式会社は、当第3四半期会計期間において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により打撃を受けるとともに、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響やデフレの影響など、景気を下押しするリスクが払拭できず、依然として厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの立て直しや各種政策効果などを背景に景気の持ち直しの動きが見られました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、伸長率は鈍化傾向となっています。

このような市場環境下、当社は、第2四半期会計期間に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりましたが、媒体選定の局面において、テレビCM市場の活況に伴い、テレビCM枠や一部テレビ番組枠価格がの当社の想定を上回ったことにより、見込み通りの仕入れが果たせなかったこと、また、商品開発の局面において、的確な支援が果たせなかったこと等の理由により、当社の売上高及び収益性が低下しました。

この結果、当第3四半期会計期間の売上高は8,166,517千円（前年同期比11.5%減）、売上総利益は810,093千円（前年同期比20.0%減）となりました。販売費及び一般管理費は341,264千円（前年同期比8.7%減）となり、その結果、営業利益は468,829千円（前年同期比26.7%減）、経常利益は471,623千円（前年同期比26.4%減）となりました。また、税引前四半期純利益472,378千円（前年同期比26.3%減）から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計194,948千円を差引後、四半期純利益は277,430千円（前年同期比26.6%減）となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して121,956千円減少し10,866,086千円となりました。

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が減少したことにより売掛金残高が143,913千円減少し4,023,857千円となり、一方で現金及び預金も53,399千円減少し6,507,642千円となったこと等により、前事業年度末と比較して185,808千円減少し10,564,688千円となりました。

固定資産については、前事業年度末と比較して63,851千円増加し301,398千円となりました。

流動負債については、前事業年度末と比較して買掛金が373,354千円減少し2,493,485千円となったことに加え、法人税等の支払いにより未払法人税等が512,970千円減少し24,430千円となったこと等により、876,982千円減少して2,686,213千円となりました。

固定負債については、前事業年度末と比較して49,631千円増加し77,522千円となりました。

純資産については、四半期純利益957,388千円を計上した一方、配当金の支払が150,507千円、自己株式の取得による支出が103,053千円発生したこと等により、8,102,350千円となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第2四半期会計期間末から225,671千円増加し1,257,642千円となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において、営業活動に使用した資金は305,727千円(前年同四半期は86,509千円の使用)となりました。これは主に、税引前四半期純利益472,378千円を計上したことに加え、売上債権が136,227千円減少したこと等の一方で、仕入債務が271,142千円減少したこと、法人税等の支払が661,269千円発生したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において、投資活動によって獲得した資金は633,790千円(前年同四半期は1,000,823千円の使用)となりました。これは、定期預金の払戻による収入等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において、財務活動に使用した資金は102,391千円(前年同四半期は678千円の獲得)となりました。これは、自己株式の取得等によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務機器、社内システム開発等	-	2,276	11,589	13,865	107

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額 総額 (千円)	資金調達 方法	完了年月	完成後の増加能力
				完了	
本社 (東京都港区)	会計・労務システム開発	33,306	自己資金	平成23年10月	業務全般の生産性向上

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

重要な設備の新設等

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	コールセンター用交換機	46,000	-	自己資金	平成23年12月	平成24年2月	業務全般の生産性向上

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,534,500	7,534,500	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,534,500	7,534,500	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	249(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,700(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じた次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時まで新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)2,4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使により新株式を発行する場合は除く)が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という。）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

- 4．平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
- 5．当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	49(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,700(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	557(注)3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成29年2月23日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 557 資本組入額 278.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

- (注)1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2．当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3．新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時まで新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、 の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日 (注)	4,200	7,534,500	365	634,485	365	624,485

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,529,500	75,295	-
単元未満株式	普通株式 700	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,530,300	-	-
総株主の議決権	-	75,295	-

【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トライステージ	東京都港区芝公園 二丁目4番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,371	1,270	1,174	1,223	1,225	1,155	1,043	1,040	1,015
最低(円)	770	1,130	1,120	1,118	1,130	981	968	972	885

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,507,642	6,561,041
売掛金	4,023,857	4,167,770
商品	353	-
その他	106,586	103,016
貸倒引当金	73,750	81,332
流動資産合計	10,564,688	10,750,496
固定資産		
有形固定資産	101,599	82,685
無形固定資産	65,646	28,413
投資その他の資産	134,151	126,447
固定資産合計	301,398	237,546
資産合計	10,866,086	10,988,043
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,493,485	2,866,839
未払法人税等	24,430	537,400
賞与引当金	106,049	-
その他	62,248	158,955
流動負債合計	2,686,213	3,563,195
固定負債		
退職給付引当金	35,497	27,891
資産除去債務	42,025	-
固定負債合計	77,522	27,891
負債合計	2,763,735	3,591,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	634,485	633,702
資本剰余金	624,485	623,702
利益剰余金	6,946,660	6,139,778
自己株式	103,279	226
株主資本合計	8,102,350	7,396,956
純資産合計	8,102,350	7,396,956
負債純資産合計	10,866,086	10,988,043

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	27,742,997	26,514,432
売上原価	24,604,503	23,763,296
売上総利益	3,138,494	2,751,135
販売費及び一般管理費	1,046,130	1,096,879
営業利益	2,092,363	1,654,255
営業外収益		
受取利息	7,283	5,628
助成金収入	-	1,900
その他	70	0
営業外収益合計	7,354	7,529
営業外費用		
支払利息	-	13
為替差損	63	-
自己株式取得費用	-	378
その他	-	0
営業外費用合計	63	392
経常利益	2,099,653	1,661,393
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	7,581
特別利益合計	-	7,581
特別損失		
固定資産除却損	-	262
災害義援金	-	30,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,508
特別損失合計	-	41,770
税引前四半期純利益	2,099,653	1,627,204
法人税、住民税及び事業税	853,945	674,399
法人税等調整額	8,450	4,583
法人税等合計	862,396	669,815
四半期純利益	1,237,257	957,388

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	9,230,458	8,166,517
売上原価	8,217,497	7,356,423
売上総利益	1,012,961	810,093
販売費及び一般管理費	373,663	341,264
営業利益	639,297	468,829
営業外収益		
受取利息	1,700	1,673
助成金収入	-	1,500
その他	55	-
営業外収益合計	1,755	3,173
営業外費用		
為替差損	63	-
自己株式取得費用	-	378
営業外費用合計	63	378
経常利益	640,989	471,623
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	792
特別利益合計	-	792
特別損失		
固定資産除却損	-	37
特別損失合計	-	37
税引前四半期純利益	640,989	472,378
法人税、住民税及び事業税	258,395	157,161
法人税等調整額	4,863	37,787
法人税等合計	263,259	194,948
四半期純利益	377,730	277,430

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	2,099,653	1,627,204
減価償却費	30,653	35,911
固定資産除却損	-	262
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,521	7,581
賞与引当金の増減額(は減少)	136,149	106,049
役員賞与引当金の増減額(は減少)	57,150	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	6,433	7,606
受取利息	7,283	5,628
支払利息	-	13
災害義援金	-	30,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,508
売上債権の増減額(は増加)	82,094	143,913
たな卸資産の増減額(は増加)	-	353
仕入債務の増減額(は減少)	187,794	373,354
未払消費税等の増減額(は減少)	93,267	23,017
その他	159,520	77,281
小計	2,073,888	1,475,251
利息の受取額	6,674	5,290
利息の支払額	-	13
災害義援金の支払額	-	30,000
法人税等の支払額	1,872,890	1,190,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	207,672	260,146
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	73,969	16,476
無形固定資産の取得による支出	-	45,753
定期預金の純増減額(は増加)	2,400,000	200,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,473,969	137,770
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	6,118	1,566
自己株式の取得による支出	148	103,053
配当金の支払額	-	149,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,969	251,315
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,260,327	146,600
現金及び現金同等物の期首残高	3,290,590	1,111,041
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,030,263	1,257,642

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ7,968千円減少し、税引前四半期純利益は19,476千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は41,861千円であります。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、120,427千円であります。</p> <p>2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第3四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 - 差引額 1,500,000千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、82,785千円であります。</p> <p>2. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 - 差引額 1,500,000千円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">給与 349,572千円 賞与引当金繰入額 136,149千円 貸倒引当金繰入額 12,521千円 退職給付費用 8,044千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">給与 415,023千円 賞与引当金繰入額 106,049千円 退職給付費用 9,434千円</p>

前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">給与 119,528千円 賞与引当金繰入額 44,840千円 貸倒引当金繰入額 14,471千円 退職給付費用 2,763千円</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">給与 143,985千円 賞与引当金繰入額 2,251千円 退職給付費用 3,163千円</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金 5,480,263千円 預入期間が3ヶ月を超える 4,450,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,030,263千円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)</p> <p style="text-align: right;">現金及び預金 6,507,642千円 預入期間が3ヶ月を超える 5,250,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,257,642千円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,534,500株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 102,947株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	150,507	20	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、当第3四半期会計期間において、平成23年9月30日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を102,800株、103,053千円取得いたしました。なお、当第3四半期会計期間末における自己株式は102,947株、103,279千円となっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしてありません。

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社は、当第3四半期会計期間においてストック・オプションを付与してありませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(セグメント情報等)
【セグメント情報】

当社はダイレクトマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 1,090.26円	1株当たり純資産額 982.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 164.80円	1株当たり四半期純利益金額 127.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 162.29円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 125.98円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,237,257	957,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,237,257	957,388
期中平均株式数(株)	7,507,690	7,518,851
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	115,973	80,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	50.22円	1株当たり四半期純利益金額	36.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	49.60円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	36.62円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	377,730	277,430
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	377,730	277,430
期中平均株式数(株)	7,521,753	7,500,146
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	93,134	74,757
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月14日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月13日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。